

播磨社会復帰促進センター等運営事業運営業務要求水準書 訂正表

ページ	区分	訂正前	訂正後	備考
4	第2編 第3 5	表中の「業務の内容」 総合監視卓	総合監視卓監視	
5	第2編 第3 5	「施設警備」は、警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)に規定する検定資格をいう	「施設警備」は、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第1条第2号に規定する「施設警備業務」をいう	
15	第3編 第3 2	表中の14 入退室管理設備	入退所管理設備	
28	第3編 第2 1 (1)イ	「治療食は、医師が作成した食事せんに基づき提供する。なお、(高齢受刑者も収容することとしているので、)常時、個々の受刑者に応じた…(略)」	()内の記載を削除	
30	第3編 第2 2 (1)イ	「提供する衣類・寝具類の品質は、受刑者が快適に生活できるほか、施設の管理運営に支障を生じないよう機能面に配慮する。(また、身体障害を有する受刑者に配慮した衣類・寝具類を備える。)」	()内の記載を削除	
31	第3編 第2 4 (1)イ	「購入申込みの方法について、(身体、)知的障害のある受刑者の利便性に配慮する。」	()内の記載を削除	
36	第3編 第3 1 (3)イ	「定められた日時に、(毎朝)、非常ベル警報装置、無線機器等の警備機器の機能点検を行う」	()内の記載を削除	
40	第3編 第4 1 イ	・精神…	精神…	
43	第3編 第5 1 (2)ア	国が…(余暇活動して)…	国が…(余暇活動として)…	
49	第3編 第7 1 イ	「定期再調査の対象者の繰り出し、…(略)…面接調査を実施する。なお、(養護的処遇を必要とする受刑者及び)社会適応のための訓練が必要な…(略)」	()内の記載を削除	
49	第3編 第7 3 イ	「連絡調整は、専門的な知識・技能を有したソーシャルワーカー(社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者)が行う」	「連絡調整は、専門的な知識・技能を有したソーシャルワーカー(精神保健福祉士有資格者)が行う」	
56	第3編 第2 1 イ	「受刑者に満足される食事を提供する。 ・(略) ・(略) 治療食は、医師が作成した食事せんに基づき提供する。」	「受刑者に満足される食事となるような献立を作成する。 ・(略) ・(略) 治療食は、医師が作成した食事せんに基づき献立を作成する。」	
56	第3編 第2 2 ア	「全国の刑事施設で用いられる被収容者用衣類生地等の管理、配送等の業務を行う」	「全国の刑事施設で用いられる被収容者用衣類生地等の管理、配送の手配等の業務を行う」	
56	第3編 第2 2 イ	「品質の保持に留意しつつ適切に管理し、確実に配送する。」	「品質の保持に留意しつつ適切に管理し、確実に配送の手配を行う」	
59	第3編 第3 1 (3)イ	「定められた日時に、(毎朝)、非常ベル警報装置、無線機器等の警備機器の機能点検を行う」	()内の記載を削除	
60	第3編 第3 2 (2)イ	「外形の検査と内容の検査は、同一の者が行わない。」	削除	
63	第3編 第5 (1)ア	「主として、余暇時間を利用して、映画、テレビ、ラジオ等を通じ、社会生活に必要な教養を身につけさせるとともに、円滑な社会復帰のために社会の情報を適切に受刑者に伝える。」	「国が、映画、テレビ、ラジオ等を通じて受刑者に対して実施する視聴覚教育について、所要の支援を行う」	
63	第3編 第5 (1)イ	「全受刑者に対し、原則として1日1時間(週5時間)以上実施する。 ・テレビ・ラジオについては、必要な場合、事前に録画、録音した上で放送できるようにする。 ・放送に当たっては、その内容等について、あらかじめ加古川刑務所長の承認を受ける。」	「テレビ・ラジオについては、必要な場合、指定された番組を事前に録画、録音した上で放送できるようにする。 ・視聴覚教育に関する各種の文書等を作成する。」	